



## 「京都府」ビラで抗議の申し入れ

「京都府」の名で五月三日付一般新聞全紙に私学助成条例案の否決について、府の一方的見解だけを重伝する文書が折り込まれました。共産党・革新共同府議団は、六日、林田知事あてにこの文書の撤回などを求める申し入れをおこないました。申し入れの全文は次のとおりです。

「京都府」ビラとカンボジア派遣問題で抗議の申し入れをする右から杉本、西山、岩田議員、

私立学校の助成に関する条例について、「府民の皆様へ」と題する「京都府」署名の文書が五月三日付各新聞の折込みで府内各家庭に配布された。

この文書は通例の広報文書となり、京都府名で発行されている以上、林田知事が直接府民によくかけているものである。

知事はこのなかで、直接請求の主旨、条例案について、種々反対の意見を述べているが、これには知事が条例案に付して議会に提出した「意見」には無かった内容が多く含まれており、「議会の意見」として述べられている内容も、審議過程全体を通じて個々の議員のだした反対意見だけが恣意的にとりあげられているものである。

公正を旨とする行政を代表する知事の公的文書であるならば、その意見は当然議会に提出した「意見」に限定されるべきであり議会でだされた意見については公式記録のある本議論での発言に限るべきであることはもちろん、賛否論とも正確に記述し、請求の趣旨は正しくとりあげられねばならない。

らない。

この点で当該文書は、異例のものというだけでなく極めて異様なものである。

さらに重大なことは、「知事の予算編成や議会の審議権を損なうのではないか」と憲法、地方自治法で明確に保障された住民の直接請求権そのものを否定する見解を宣伝していることである。

また議会審議の内容を報告すると称しながら、報告内容について何ら議会の承認もないまま、「一方的な見解を『議会の意見』として府民に公表していることである。

このことは、住民の民主的権利を邪魔視するばかりか、議会を行政の従属物視する林田知事の権力的体質を自ら暴露したものであり、断じて許すことのできないものである。この文書が五月三日憲法記念日に配布されたことは偶然ではない。

わが議員団は、以上の立場で林田知事に対し次のとおり強く求めるものである。

### 記

- 1、私立中学高等学校経常的経費の増額補助についていただきたい。
- 2、京都府北部（南丹、中丹、与謝、丹後地方）においては、過疎現象による生徒減という特殊事情がありますので、行政上、財政上の措置を講じていただきたい。
- 3、生徒奨学補助金については、

**私立中高校长会の私学振興助成に関する請願書・要旨**

二月定期会で趣旨採択

### 二月定期会で趣旨採択

私立高等学校の増額と私立中学校への交付をしていただきたい。

4、短期融資制度並びに長期借入金の利子補給制度、あわせて急増生徒受入れに対する必要経費の補助制度をつくっていただきたい。

5、私学退職金財團、私立学校教職員共済組合、労災保険等の掛金に対する定率補助と、協会の教育研修事業費（会運當費）補助金の年次増額をしていただきたい。

1、条例案別紙のとおり  
2、如手としての意見  
私学助成は、私立学校法（昭和24年法律第270号）及び私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）に基づき、毎年度、財政事情に応じて、他の事業との均衡を図りつつ、その助成額を決定し、府県金の協決を得て実施すべきものである。  
本府においては、このような考え方方に立つて、私立学校の果たしている重要な役割にかんがみ、私学助成を府政の重要な施策の一つとして位置付け、厳しい財政事情の下で、逐年、本府の財政状況の伸び率を大幅に上回る積極的な予算措置を講じてきたところである。  
今後においても、現行制度の下に助成の充実を図ることが適切な措置と考える。  
したがって、本条例の制定は、必要ないものと認める。

### ▲条例案に付けられた知事としての意見